

# 原爆被害を

## 「がまん」できますか？

こんな苦しみ、あなたは  
がまんできますか？

原爆のせいで、走ることもできない、坂道や段差で転んではケガをする、ハンカチもつかめない右手。小学校も一年遅れで入学、よくいじめられた。運動会はいつも見学。進学、就職では病氣と障害に阻まれ、結婚してふつうの幸せさえも得られなかった…と松谷さんは語ります。

厚生省は、長崎地裁、福岡高裁と二度とも完全に敗訴し、これまでの被爆者行政にきびしい反省を求められたにもかかわらず、なんら反省することなく、最高裁へ上告しました。

「戦時という国の存亡にかかわる非常事態においては、国民のすべてが、その生命財産の犠牲を堪え忍ぶことを余儀なくされていたのであって、これらの犠牲は、いずれも、戦争犠牲又は戦争損害として、国民が等しく受忍(=がまん)しなければならぬ性質のものである。」【上告理由書より】

これが、松谷さんの原爆症認定を拒否し続けている国の本音なのです。

### まつや 長崎原爆松谷訴訟とは...

3才の時、爆心地から245mの長崎市稲佐町で被爆した松谷英子(まつやひでこ)さんは、原爆により頭に大ケガを負い、生死も危ぶまれました。傷口が治るのに2年以上もかかり、右半身マヒの障害者になりました。原爆のせいで、苦悩を抱えて生きて来た松谷さんは、国の償いを求めて原爆症の認定申請をしましたが、厚生省はこれを却下。

1988年9月、松谷さんは厚生大臣を被告とする原爆症認定裁判に立ち上がりました。93年5月、長崎地裁では松谷さん側の全面勝訴、厚生省の控訴により福岡高裁へ。97年11月、福岡高裁でも、松谷さん側の全面勝訴を勝ち取りましたが、再び国は上告。

国は被爆者の訴えや被爆の実相に目を閉ざし、今専門家の間で見直されているDS86(被爆距離と放射線量の関係を示す基準)のみを唯一の認定の基準としています。

この裁判は、国が原爆被害をどうとらえるか、二度と再び被爆者をつくらぬ「証(あかし)」をつくれるか注目されます。松谷英子さんひとりの問題でなく、平和を願う国民と世界中のすべての人間にかかわる、大切な裁判なのです。

### 被爆者に

### 高度の証明責任を要求

公害裁判や予防接種禍への補償を求める裁判では、「疑わしきは被害者救済の立場で」と言う考え方が今日では定着しています。

この裁判では、「高度の蓋然性(確かに放射線によって起こった病氣やケガまたは治療能力の低下があったと証明すること)が必要」と国は主張します。これまでの法廷で、放射線被害は今なお解明できない問題があると国も認めながら、被爆者に厳しい証明責任を求めるのは不条理です。被爆距離で切り捨てる現在の認定基準こそ改めるべきです。

### 厚生省の上告棄却を

### 最高裁に求めよう

厚生省の主張は、ふたたび政府の行為によって戦争の惨禍が起こることがないようにすることを誓った日本国憲法に反しています。

裁判が長引けば松谷さんの苦しみは増すのです。こんなひどい、被爆者いじめはやめさせましょう。原爆被害は国の責任でつくがうのがあたりまえです。

厚生省の不当な上告を、最高裁がただちに棄却するよう、

全国から要請署名を  
集中しましょう！